

## 豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付の適正な事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第3条 要綱第5条に規定する特殊詐欺被害等防止機器のうち、スマートフォン及び携帯電話の購入に要した費用は補助対象経費としない。

2 要綱第5条に規定する特殊詐欺被害等防止機器のうち、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の特殊詐欺対策用アダプタについては、初期費用を補助対象経費とする。

### (交付申請の期日)

第3条 要綱第8条第1項に規定する申請は、令和5年4月3日（月）から受付を開始するものとする。

### (交付申請の添付書類)

第4条 要綱第8条第1項第1号に規定する領収書は、次に掲げる事項を記載したのものとする。ただし、記載内容が不足している場合は、その内容が確認できる書類等を添付するものとする。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額（特殊詐欺被害等防止機器の購入単価がわかるもの）
- (4) 購入店
- (5) 製造会社名、型式（購入した特殊詐欺被害等防止機器がわかるもの）

2 前項の規定において、領収書等の原本の提出があったときは、受付時に原本の確認をしたことが分かる措置を施して申請者へ返却するものとし、交付申請書には、その写しを添付するものとする。

3 要綱第8条第1項第2号に規定する書類は、特殊詐欺被害等防止機器の機能が確認できるカタログ、パンフレット等とし、必要に応じ、その写しに代えることができる。

### (補助金の請求)

第5条 要綱第10条第1項に規定する口座情報が確認できる書類は、通帳、キャッシュカード又はWEB通帳等の写しとする。

2 請求書の提出は、申請者の事務負担を軽減する観点から、要綱第10条第1項の規定にかかわらず、交付申請書と合わせて行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。